

◎新潟県告示第993号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成27年7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

上越市

2 事業の種類

上越市新水族博物館施設建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

上越市五智2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越市新水族博物館施設建設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に規定する「社会教育法による博物館」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

上越市直江津地区にある上越市立水族博物館では、昭和55年の開館以降、国内外の多種多様な水族を飼育展示し、資料収集や調査研究に取り組み、多くの来館者に対して、水生生物の生態や環境保護などについて学習する機会を提供してきた。

しかし、建設から30年以上が経過し老朽化が著しく、水槽天井部のコンクリート片が剥離し、水槽内に落下、散乱する事故が起きたり、機械設備の不具合が生じたりしている。耐震診断の結果からも耐震力不足が指摘されており、修繕や補強を行ってきたものの、年々修繕費がかさみ、来館者の安全面も危惧されることから、これを新たに建て替えるものであり、本件事業は「上越市新水族博物館基本計画」に掲げられている。

本件事業は、この基本計画に基づき、市が日本海に面しているという立地特性を生かし、日本海の生態系保護に係る専門的な調査研究を行うほか、日本海に生息する多様な生態系の解説を通じて、来館者の環境教育に寄与することを方針としている。本件事業の実施により、子どもたちが遊びながら学べるキッズコーナーや情報・体験コーナーなどの体験学習部門の充実を図り、マゼランペンギンの飼育数が日本一であることを生かした「ペンギンランド」を拡充するなど、生物本来の動きを生かした行動展示や生物とのふれあい体験を通じて、環境教育に対する関心が高まることが期待できる。これらのことから、環境教育の拠点として果たす役割は大きく、本件事業は公益に資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、周辺道路の混雑については、駐車場に入る車両の専用レーンの設置や大型バスの通行のため市有地を活用して道路を拡幅するほか、シャトルバスの運行など公共交通機関の利用促進による交通分散の方法をとることとしている。また、夜間照明による光害や自動車騒音等については、夜間は落ち着いた雰囲気演出する間接照明を採用し、施設と住宅の間に緑地帯を設けることにより、光害や騒音の影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては特別の措置を要しないこと、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に関しては自然保護地区、野生生物保全地区のいずれにも該当しないことをそれぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、必要面積が確保できて、設計や工事に柔軟に対応でき、また周辺環

境に与える影響などを勘案して3箇所を選定し、経済的条件や飼育生物の移送のしやすさなどを考慮して比較検討した結果、造成工事を要せず、飼育生物等の移送が円滑に行うことができ、周辺環境に与える影響が少なく、必要な面積が確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の水族博物館は、(3)アで述べたように開館から30年以上経過し、昨年には水槽天井部のコンクリート片が剥離する事故が起きるなど、来館者の安全面が危惧されている。こうした老朽化した施設に対する不安などから、地元町内会から魅力ある水族博物館の建設を求める要望書が市に提出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
上越市役所